

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」、「人間が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」といえます。

人類は、歴史の歩みのなかでより良いくらしや幸福を追求してきました。そして、多くの人々によって一人一人をかけがえのない存在として認めていこうとする取組が、粘り強く営まれてきました。また、私たちは、20世紀の前半に二度の世界大戦を経験しています。そこから、戦争が人類の生存さえも危うくするものであり、世界平和の実現のためには、世界中すべての人々の人権の尊重がなくてはならないものであるという貴重な教訓を得ました。人類の歩みは、人権獲得の歴史そのものでもあったといえます。

我が国では、昭和22(1947)年に、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法が制定されています。

国連でも、1948年、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言を採択し、この宣言の理念を具体的の実現するため、人権に関するさまざまな国際諸条約・宣言の採択・決議、各種国際年の設定等を行ってきました。このような人権の保障に関する取組は着実に広がり、人々の認識も深まりつつあります。また、今日では、「知る権利」「環境権」など、人権についての考え方も広がってきています。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。すべての人々の幸せの実現をめざす人権確立に向けた具体的な取組が、一層、私たちに期待されています。

(1) 人権をめぐる今日的状況

東西の冷戦構造が終わり、全世界の人々は真に平和な時代が来ることを期待しました。しかし、世界各地では、今もなお、民族や宗教間の対立や偏見・差別があり、そのことが新たな紛争を引き起こし、尊い人命も失われています。

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められてきました。一人一人の人権を大切にしていこうとする長年の取組は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行、「男女共同参画社会基本法」「児童虐待の防止等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「個人情報保護条例」等の制定を生み、私たち一人一人の人権意識を高め、人権を大切に社会づくりへとつながってきました。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者をはじめすべての人々が安心して利用することができる施設等の整備も進んできています。しかし、このような取組にもかかわらず、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人さらにはHIV感染者等にかかわる人権問題が存在しています。さらに、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化のなかで、新たな人権の課題も起こっています。

人々の人権意識は確かに高揚してきていますが、私たちの生活を振り返ると「世間体」意識や「イエ」意識にとられるあまり、一人一人が自らの考えや意見を主張することを妨げたり、互いの人権を大切にすることを難しくしてきた側面

があります。加えて、社会の進展のなかで、個を大切にす意識がはぐくまれた反面、多くの人々が他者との人間関係づくり等に困難を感じている状況もみられます。

(2) 人権教育を進める基本的視点

すべての教育活動は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、人権尊重の理念に基づいて行われなければなりません。

「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画では、人権教育を「人権が尊重され擁護される社会を築くため、あらゆる人々が生涯のあらゆる機会を通じ、人権に関する正しい知識を習得するとともに、自分で考え判断し、話し合っ問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身につけるための、また、これらに取り組もうとする雰囲気醸成するための、教育及び啓発である」と定義しています。

人権を日常生活に根づかせるためには、学校、家庭、地域等がそれぞれの場で、すべての人々を対象にして人権教育の具体的な取組を進める必要がありますが、特に、地域社会の在り方は、そこに生きる人々の意識に影響を与えることから、社会教育における人権教育の充実は、大きな意味をもってきます。

現代社会は、人間関係が希薄だといわれます。すべての人の自立と参加が保障され、互いに支え合うことのできる地域コミュニティをどのように創り出していくかは、今後の社会づくりにとって重要な課題であり、それを担う人づくりを進めるためにも、人権を尊重する教育を積極的に推進していくことが求められています。

そこで、人権が尊重される地域社会の在り方をイメージしながら、基本的な視点を次のようにまとめました。

一人一人の自己実現を図ることから

すべての人は、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。そのためには、一人一人がかけがえのない人間としてその存在が大切にされなければなりません。しかし、現実には、さまざまな予断や偏見・差別により、人間としての尊厳が侵害され、そのことにより、自らの良さや可能性さえも見つけられず、自己実現が妨げられている状況があります。この意味からも、自己実現をめざす営みを人権教育の大切な内容としたいものです。

これまで同和教育は「人権尊重の精神に徹し、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育成すること」を目標として、さまざまに実践されてきました。そこで培われた成果を受け継ぎながら、自分が生きるということを他者との関係のなかでとらえ、一人一人が生き生きと自己を表現し、自分自身の生き方を追求することができる社会づくりをめざす必要があります。

一人一人のちがいを豊かさとしてとらえることから

私たちは、一人一人みんなちがった個性や特性をもっています。

しかし、私たちの社会では、「みんな一緒」「みんな同じ」であることをもっ

て平等ととらえる傾向がみられ、そのことが時には、「みんなと同じでない人々」や「みんなと同じでない行動」等を「異質」として排除することにもつながっています。このような考え方は一つの社会秩序、価値観となり、「異質」とみなされた個性や特性をもつ人々に対する偏見や差別を生み、その人々の自己実現を阻んでいる場合も多くみられます。

社会がグローバル化するなかで、多様な文化をもった人々との共生が求められています。一人一人にちがいを豊かさとしてとらえることのできる寛容性や感性を培い、互いの存在を尊重し、生活のなかで人権を大切に作る生き方を具体的に展開することのできる力をつける必要があります。

民主主義の根本精神は、すべての人間を個人として大切にしようとすることにあります。そのためにも、一人一人の多様性を尊重することができる人間を育成していくことが必要です。

一人一人のつながりを大切にすることから

近年、人と人との関係が希薄になってきている状況があります。「人間は社会的動物である」といわれるように、人は、個人や集団との関係のなかで生き、そのなかで自己の存在を確かなものと自覚していきます。人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いを通して、互いの存在やつながりの大切さに気づき、自他の人権を尊重しようとする心が芽生え、育ってくるのです。

一人一人が自己実現を図っていく際にも、自分を大切に思う感覚や自分が他者から認められている、受け入れられているという感覚が重要な要素となります。このような感覚は、人と人とのかかわりのなかで生まれ、はぐくまれるものです。

今、地域ではさまざまな団体等が、人と人とのかかわりを豊かにしようとする取組を展開しています。そのなかには、世界の国々や人々との交流を通じた活動を進めているものもあります。このような活動と積極的に連携しながら一人一人のつながりを大切にしたい住みよいまちづくりを進めていきたいものです。



「優しい笑顔でスキンシップ」
(大和郡山市「人権フォト」応募作品)



「鮎釣りは最高！」
(桜井市「ふれあい写真館『まほろばヒューマンフォト』」応募作品)

(3) これまでの取組がめざしてきたもの

昭和29(1954)年、県教育委員会は『同和教育の手びき』第1集を発行しました。そこでは、「民主社会を貫く民主主義の根本は人間尊重というヒューマニズムに立脚している」と明記し、同和教育の目的を「部落及び部落を取り巻く社会現実に目を注ぎ、正しい人間関係を自覚せしめることによって部落差別を解消し、真に民主社会の建設に寄与する人間の育成」と示しています。同和教育の営みが、民主主義社会を実現する具体的な取組としてはじめられたことがわかります。

社会教育では、地区別懇談会等のきめ細かい取組を通して、すべての人々に同和問題についての正しい認識を培うことを重視してきました。そして、その取組は、地域社会の現実を見つめ、差別を温存する地域社会の在り方を厳しく問いながら、住民一人一人の人権意識の高揚をめざすものでした。県内で取り組まれている「人権を確かめあう日」の活動は、こうした成果の一つとして広がりをみせています。今後、次の観点を生かしながら、社会教育分野における人権教育を具体的に展開したいものです。

民主的な社会の実現をめざしてきたこと

社会教育における同和教育の営みは、住民に同和問題に関する認識を深め、人権や差別についての正しい理解を促し、住民一人一人の人権意識の高揚をめざして進められてきました。そして、差別意識が日常生活のなかで現われている事実をもとに学習し、それらを取り除く営みを具体的に展開してきました。

結婚差別につながる身元調査をなくす取組が「身元調査お断り運動」として展開され、地域社会に定着してきています。また、差別についての学習を通して、くらしのなかに潜む不合理や矛盾の存在に気づき、そのことが地域における因習の見直し等に反映されてきた事例が多くあります。企業においても「部落地名総鑑購入事件」を契機として、同和問題についての研修会が行われるようになり、今日では、職場における人権問題など他の人権問題にテーマを広げて学習が進められています。

このような取組は、すべての人間の尊厳が生活のなかで保障される社会の実現をめざしたものであり、まさに一人一人が大切にされる民主主義社会の実現をめざした具体的な取組だといえます。人権教育の推進にあたっては、このことを再確認しながら、今後の取組につなげていきたいものです。

地域社会における生活の現実から取組を進めてきたこと

これまでの取組は、地域社会における現実をみつめ、教育課題を明らかにすることからはじめられてきました。差別されたり抑圧されたりしている人々の願いや思いを知り、その願いや思いが偏見や差別によって妨げられていることを学ぶなかから、それらを保障するさまざまな教育活動としての整いをみせてきました。

例えば、人権劇に代表される文化的な活動は、差別の現実とその克服を社会に提起するなど、人々の人権意識の高揚に大きな成果をあげています。現在、こうした活動は、地域住民が相互に人権の大切さを確かめ合うフェスティバルなどとして定着してきています。

また、地区別懇談会等は、差別の現実をみつめ、社会意識としての差別意識が地域に存在することを明らかにし、この社会意識が自らの生活をも不自由なものとしていることに気づく取組でした。今日では、すべての人権問題や日々の生活のなかにある人権侵害にまで学習テーマを広げながら、共に生きる社会づくりをめざす取組として進められています。

学習を生活につなぐことをめざしてきたこと

同和問題の解決をめざして行われてきた学習活動は、生活のなかにある差別や矛盾を否定し、すべての人々の人権を大切にしようとする意識を高めることにつながってきました。

こうした取組は、地域の行事等にみられる慣習や地域自治会の取り決め等の見直し、さらには、さまざまな施設の改善、福祉の充実へとつながり、地域社会をくらしやすいものにしていこうとする営みを発展させてきました。

このように、これまでの学習活動は、常に日常生活の具体的な場面に反映するよう展開されてきたことがわかります。人々の生活に根ざしたこれらの取組をさらに進め、人権意識の高揚、人を大切にする雰囲気醸成などを通して、私たちの社会に人権文化を具現化したいものです。



“女子も乗れるようになったおみこし”



(撮影場所 菟田野町内)